

令和3年度

松江市社会福祉協議会篤志寄付金配分金助成団体募集要項

【特別配分団体用】

松江市社会福祉協議会では、香典返し等の寄付金を社会福祉事業の実施や福祉団体の運営の助成に配分しています。今年度は、助成団体のうちの特別配分団体を以下のとおり募集します。

1. 配分対象団体について

配分対象となる「特別配分団体」とは、「松江市内に事務所又は事業所を有し、市内の社会福祉の推進を図る団体」のうち次に掲げる団体です。

特別配分団体	基本配分額
1.松江市民生児童委員協議会連合会	1,370,000 円
2.松江市高齢者クラブ連合会	162,000 円
3.松江地区保護司会	315,000 円
4.松江市身障福祉協会	360,000 円
5.松江市手をつなぐ育成会	100,000 円
6.松江市遺族連合会	200,000 円
7.松江市パトロールママの会	350,000 円
8.松江市町内会・自治会連合会	280,000 円
9.ボランティア連絡協議会	1,000,000 円
10.松江市地区社会福祉協議会会長会	150,000 円
11.健康福祉フェスティバル実行委員会	200,000 円

2. 配分額について

1. の基本配分額に加算または減額して申請してください。事業内容・収支状況等を勘案して配分額を決定します。

3. 配分対象外経費について

次のものは篤志寄付金配分金の対象にはなりません。

- (1) 配食サービス等の材料費
- (2) 遊園地等の入場料
- (3) 人件費（講師謝金等を除く。）
- (4) 食糧費（会議等で出されるお茶、菓子等を含む。）
- (5) 会費等

4. 配分金の減額、取り消しについて

上記「配分対象外経費」及び後述の「広報の義務」については、必ず守ってください。もし守られなかった場合、**配分金の減額、または配分を取り消す**ことがありますので、くれぐれもご注意ください。

5. 配分対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（令和3年度）

6. 配分申請について

①申請方法

次の（１）～（４）の書類を提出してください。

（１）配分金交付申請書「別紙１（団体配分用）」

（２）定款または会則

（３）収支予算書

（４）事業計画書

***上記（１）（３）（４）については、併せて事務局担当者メールアドレス宛に提出書類データを送付してください。**

②申請締め切り

令和3年5月7日（金） 締切厳守でお願いします。

7. 配分金の交付について

提出書類を精査し、篤志寄付金配分委員会の承認を得て配分を決定した後、「配分金決定通知書」をお送りします。配分金を受けられる場合は、通知書送付に併せてご案内する「配分金交付請求書」他関係書類をご提出ください。請求書等の受理後、速やかに配分金を交付します。もし、配分を辞退される場合は、必ず文書でご連絡ください。

なお、申請内容及び収支状況等を精査した結果、配分額を減額することがあります。

また、申請総額が配分予定額を上回った場合も配分額を減額することがあります。

8. 実績報告について

①実績報告

次の（１）～（３）の書類を提出してください。

（１）事業報告書

（２）収支決算書

（３）後述の9. の書類（広報誌、総会等で会員に配布した冊子等）

②報告締め切り

翌年度初めに実績報告をしていただきます。

時期については、事務局から別途ご案内いたします。

9. 広報の義務について

①次のものには、必ず 内の文章を印字してください。

(1) 団体運営に係る資料（広報誌、総会等で会員に配布する冊子等）

当団体（会）は、松江市社会福祉協議会から配分を受けた篤志寄付金（香典返し等寄付金）を財源の一部として運営を行っています。

②事業終了後、実績報告の際には、広報誌、総会等で会員に配布した冊子等を併せて提出してください。

事務局／社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 総務課

〒690-0852 松江市千鳥町 70 番地

TEL：0852-21-5773 ／ FAX：0852-21-5377

E-mail：mikami@shakyou-matsue.jp